

2025年6月11日
第515回理事会

勤勉手当の支給割合について

(案)

常勤の役員に対する勤勉手当の支給条件等については、役員給与規程第11条の規定に基づき、理事会の議決により、役員に対する勤勉手当の支給に関する規程が定められ、また、理事長の具体的な半年毎の支給割合については、同規程第2条第1項の規定に基づき、その都度、理事会において決定している。

役員に対する勤勉手当の支給に関する規程第2条第1項の規定に基づき、別紙1及び別紙2のとおり、同規程第1条で定める基準日（2025年6月1日）に在職する理事長に対し支給する勤勉手当の支給割合を決定する。

【添付資料】

別紙1：理事長の勤勉手当支給に係る人事評価の運用について

別紙2：勤勉手当の支給に係る人事評価記録書（理事長用）

※別紙1及び別紙2は、業務規程第5条第2項第3号に掲げるもの（本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの）及び情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため、非公表とする。

以上